

株式会社A I R D Oからの混雑空港（福岡空港）
運航許可申請に係る審議（4回目）

1. 日 時

令和4年6月2日（木） 10：30～10：35

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 北間、本間、宮田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和4年5月24日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、株式会社A I R D Oの申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うことについて、許可することが適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。